



令和3年10月8日
河川部河川管理課

管内11の一級水系でダム洪水調節機能協議会を設置

～既存ダムの更なる洪水調節機能強化に向けた取り組みを推進～

ダムによる洪水調節は、従来より有効な治水対策であり、近年の水害の激甚化・頻発化により、治水ダムに加え利水ダムの洪水調節への活用が求められています。

北陸地方整備局では、管内11の一級水系162ダムにおいて、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者による「洪水調節機能強化に関する治水協定」を令和2年5月に締結し、事前放流等の取り組みを推進しているところです。

このたび、令和3年5月の流域治水関連法の公布（令和3年7月施行）により、河川法に「ダム洪水調節機能協議会」の設置が位置づけられたことから、管内11の一級水系で「ダム洪水調節機能協議会」を設置しましたのでお知らせします。

引き続き、本協議会を通じて、既存ダムの更なる洪水調節機能強化に向けた取り組みを推進してまいります。

- ◆ 協議会設置水系 荒川（9/24）、阿賀野川（9/28）、
信濃川（上流部（10/8）、中流部（9/27）、下流部（9/30））、
関川（9/30）、黒部川（9/30）、常願寺川（9/30）、神通川（9/30）、
庄川（9/30）、小矢部川（9/30）、手取川（9/30）、梯川（9/30）
※（）内は、協議会設立日

（参考）関連資料

- ダム洪水調節機能協議会の設置について（別紙1）
- 既存ダムの洪水調節機能の強化（事前放流）について（国土交通省HP）
<https://www.mlit.go.jp/river/dam/pdf/kisondam.pdf>
- 流域治水関連法（国土交通省HP）
https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_hoan/index.html

○同時記者発表クラブ○

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
山形県政記者クラブ
長野市政記者クラブ
福島県政記者クラブ
高山記者クラブ
各県専門紙

【問い合わせ先】

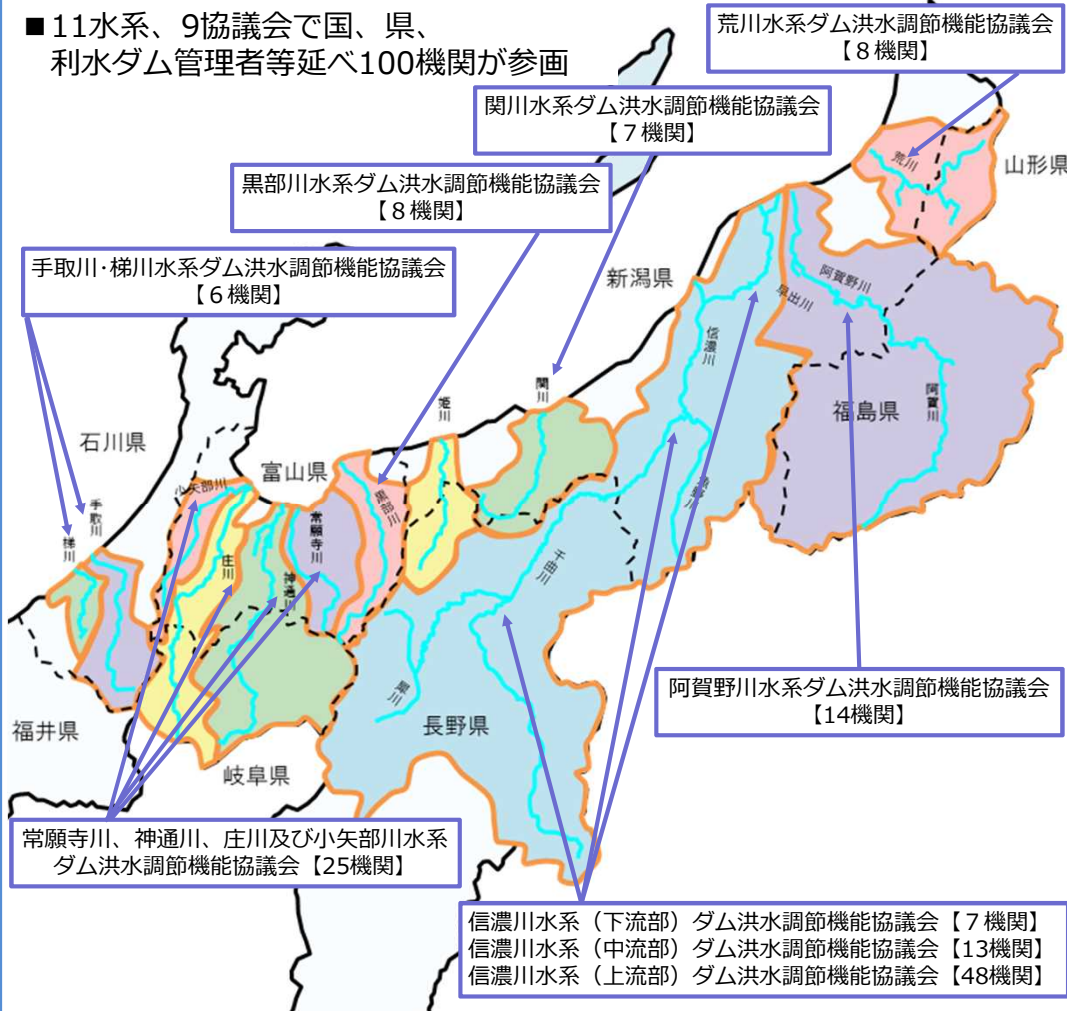
北陸地方整備局 TEL 025-280-8880（代表）
025-370-6769（課直通）

河川部 河川管理課長 鈴木 忠彦（内線3751）
河川管理課長補佐 木伏 重男（内線3753）
（ダム担当）

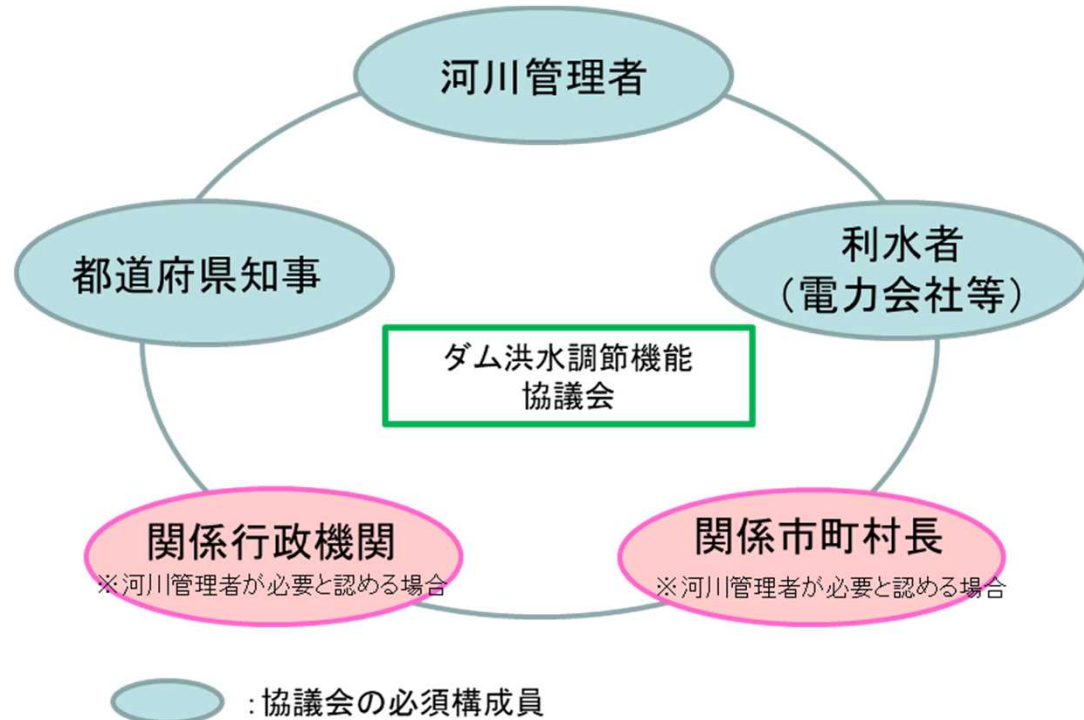
- ダムによる洪水調節は、従来より有効な治水対策であり、近年の水害の激甚化・頻発化により、治水ダムに加え利水ダムの洪水調節への活用が求められている。
- 令和3年5月の流域治水関連法の公布（令和3年7月施行）により、河川法に「ダム洪水調節機能協議会」の設置が位置づけられたことから、管内11の一級水系で協議会を設置。

北陸管内のダム洪水調節機能協議会設置水系 位置図

■ 11水系、9協議会で国、県、利水ダム管理者等延べ100機関が参画



【ダム洪水調節機能協議会の構成】



【主な協議事項】

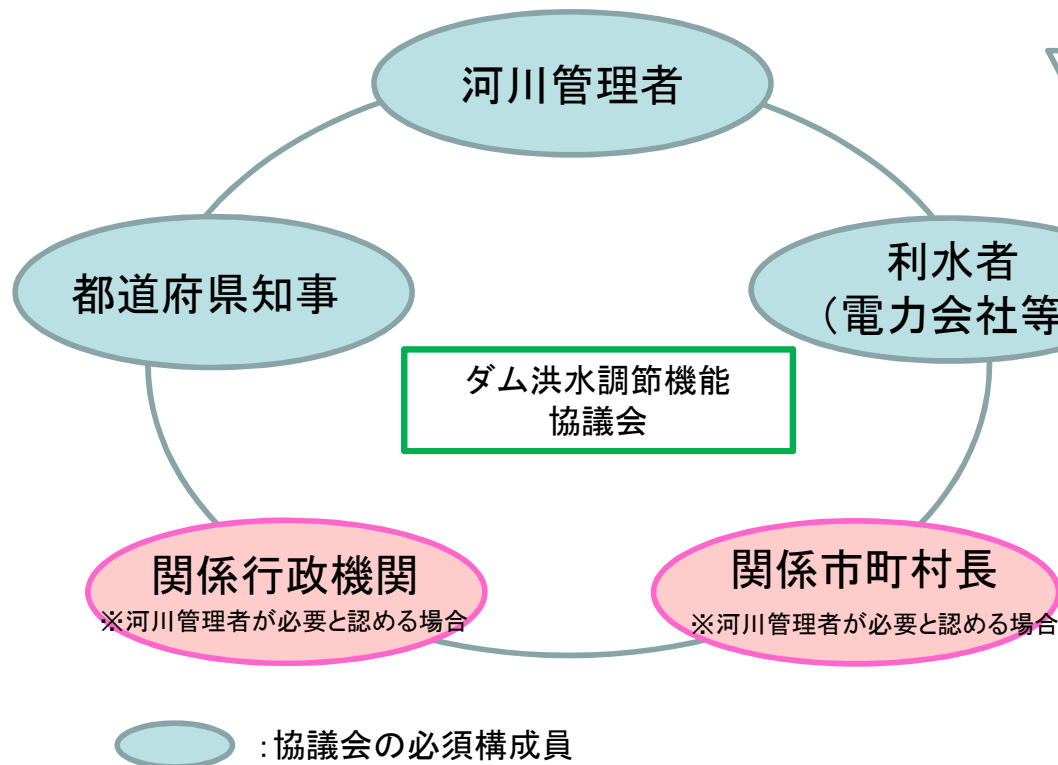
- 河川管理者とダム管理者との間の情報網整備
- ソフト・ハード一体となった利水ダム等の洪水調節機能強化に向けた取り組み など

- ダムによる洪水調節は従来より有効な治水対策であるが、近年の水害の激甚化・頻発化により、治水ダムに加え、利水ダムの洪水調節への活用が求められている。
- 電力会社等の事業者が設置・管理する利水ダム等で実施されている事前放流の取組を継続的なものとするため、関係者による協議の場について、法的枠組が必要。

【河川法改正概要】

河川管理者、利水者（電力会社等）、流域自治体等で構成される「**ダム洪水調節機能協議会**」制度を創設

【ダム洪水調節機能協議会のイメージ】



（協議会設置）

- 一級河川：設置必須
- 二級河川：設置任意

（構成員）

- ・河川管理者
- ・利水者（電力会社等）
- ・関係都道府県知事
- ・関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

（協議事項の例）

- ・河川管理者と利水者等による治水協定の締結・見直し
- ・ソフト・ハード一体となった利水ダム等の洪水調節機能強化に向けた取組の工程表の作成・見直し

→ 構成員は協議に応じなければならない
構成員は協議結果を尊重